

答 申

**第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論**

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年(2023年)7月28日付け令500第530号、令和5年(2023年)7月27日付け令500第725号及び令和5年(2023年)7月31日付け令500第726号で行った保有個人情報開示請求の部分開示決定は、妥当である。

なお、上記決定に対する審査請求に係る諮問は、別表2の「諮問番号／諮問書の日付及び文書番号」欄に掲げるとおり3件であるが、同種の開示請求に係る決定に対する審査請求に係る諮問であり、その請求内容も同種のものと認められることから、これら3件を併合して審査した。

**第2 審査請求に至る経過**

**1 保有個人情報の開示請求**

審査請求人は、別表1の「開示請求番号(請求年月日)」欄に掲げる各日付で実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、同表の「請求内容」欄に掲げる3件の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

**2 実施機関の処分**

実施機関は、本件各請求について、別表2の「処分番号／決定通知書の日付及び文書番号」欄に掲げる各日付けで同表の「処分」欄に掲げる各処分（以下「本件各処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

**3 審査請求**

審査請求人は、本件各処分を不服として、令和5年(2023年)9月22日付けで、それぞれ行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

**第3 審査請求人の主張要旨**

**1 審査請求の趣旨**

本件各処分の取消しを求めるといものである。

**2 審査請求の理由**

（省略）

**3 実施機関の理由説明に対する意見**

（省略）

## 第4 実施機関の説明要旨

(省略)

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、本件公文書として実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した保有個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものである。

### 2 法第78条第1項第2号について

法第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものも含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は不開示情報として規定しながらも、同号ただし書において、「イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については除く旨を規定している。

### 3 法第78条第1項第2号該当性

審査会において本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が不開示とした箇所には開示請求者以外の個人の氏名、発言内容とその者への対応に関する情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも、法第78条第1項第2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であり、かつ、同号イからハまでに掲げる情報に該当しないことから、不開示とすることは妥当である。

### 4 結論

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表 1 (保有個人情報開示請求の内容)

開示請求番号 (請求年月日)	請求先	請求内容
請求 1 (令和5年7月14日)	知事 (〇〇健康福祉センター)	〇年〇月〇～〇日にかけて、〇〇保健所で保有する〇〇からの当方の〇月〇日の猫譲渡に関する情報について (〇〇から〇〇保健所については不要)
請求 2 (同上)	知事 (〇〇健康福祉センター)	〇年〇月〇～〇日にかけて、〇〇保健所で保有する〇〇からの当方の〇月〇日の猫譲渡に関する情報について (〇〇から〇〇保健所については不要)
請求 3 (同上)	知事 (〇〇健康福祉センター)	〇年〇月〇～〇日にかけて、〇〇保健所で保有する〇〇からの当方の〇月〇日の猫譲渡に関する情報について (〇〇から〇〇保健所については不要)

別表 2 (別表 1 の保有個人開示請求に対する実施機関の処分等の内容)

開示 請求 番号	処 分		処分番号	諮問番号
			決定通知書の日付 及び文書番号	諮問書の日付 及び文書番号
請求 1	部分開示決定	法第78条第1項 第2号 該当	処分 1	諮問 1
			令和5年7月28日 令5〇〇第530号	令和6年1月18日 令5生活衛生第1023号
請求 2	同 上	同 上	処分 2	諮問 2
			令和5年7月27日 令5〇〇第725号	同上
請求 3	同 上	同 上	処分 3	諮問 3
			令和5年7月31日 令5〇〇第726号	同上

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和6年 1月18日	実施機関から諮問を受けた。
令和6年12月25日	事案の審議を行った。
令和7年 2月27日	事案の審議を行った。
令和7年 5月22日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第二部会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和7年5月22日現在)